

平成26年8月6日
国土交通省
四国地方整備局

西日本高速道路株式会社
四国支社

報道関係各位

一般国道32号通行止めに伴う高速道路の無料措置について

西日本高速道路株式会社四国支社では、国土交通省四国地方整備局の管理する一般国道32号の高知県長岡郡大豊町寺内で地滑りのおそれのため通行止めとなっていることを受け、他に適切な迂回路のない一般国道32号当該区間での長期間の通行止めという事象の、社会的影響の大きさなどを考え、当該通行止め区間を迂回する車両について、以下のとおり高速道路の無料措置を実施することとしたので、お知らせします。

記

1. 無料通行措置について

(1) 期間

平成26年8月6日 16時から、一般国道32号が通行可能になるまでの間

(2) 無料措置が適用される区間等

以下の①または②により、各インターチェンジ相互間を通行する車両について、高速道路通行料金を無料にします。(①または②による通行以外の場合は通常料金)

① 徳島自動車道 井川池田インターチェンジと

高知自動車道 大豊インターチェンジを

出入口インターチェンジとして通行する車両(上下線問わず。)

② 高知自動車道 新宮インターチェンジと

高知自動車道 大豊インターチェンジを

出入口インターチェンジとして通行する車両(上下線問わず。)

(3) その他

① ETCご利用時の料金表示について

ETCご利用の場合、下記の項目については、無料措置適用の場合であっても、通常料金が表示される場合がありますのでご注意ください。後日処理を行い、請求はいたしません。

- ・ ETCレーンの「料金表示器」に表示される通行料金
- ・ お客様のETC車載器に表示される通行料金

(音声案内機能がある場合は、同様に通常料金での案内となります。)

- ・ ETC利用照会サービスに表示されるデータ
 - ・ ETCマイレージサービスの、還元額明細上の残高データ
 - ・ 「ハイカ・前払」残高管理サービスの利用明細データ
- ② 対象区間インターチェンジを超えて通行した場合について
- 一般国道通行止め区間の迂回のための措置ですので、(2)の区間を出入りした車両のみが無料措置の対象となります。当該無料措置区間を超えて(または区間の手前から)利用した場合(※)は、ご利用された全区間の料金を頂きます。
- また、高松自動車道、松山自動車道からのご利用についても、同様にご利用された全区間の料金を頂きます。
- ※例：徳島自動車道 井川池田インターチェンジから
高知自動車道 高知インターチェンジまで利用した場合など。
- ③ 井川池田～新宮インターチェンジ間の利用について
- 一般国道通行止め区間の迂回のための措置ですので、(2)の区間を出入りした車両のみが無料措置の対象となります。よって、
- 徳島自動車道 井川池田インターチェンジと
高知自動車道 新宮インターチェンジを
出入口インターチェンジとして利用する場合、当該区間の通常料金を頂きます。

(参考)無料通行措置の事例(別紙)

2. 一般国道32号の状況について

- | | |
|-----------|--|
| (1) 場 所 | … 高知県長岡郡大豊町寺内 |
| (2) 確認日時 | … 平成26年8月5日(火) 13時41分 |
| (3) 概 要 | … 路面のきれつ及び擁壁の変状 |
| (4) 迂 回 路 | … ① 徳島自動車道 井川池田インターチェンジと
高知自動車道 大豊インターチェンジ間を利用。
② 高知自動車道 新宮インターチェンジと
高知自動車道 大豊インターチェンジ間を利用。 |

この件に関するお問い合わせは、以下のとおりです。

■無料措置についての問い合わせ■

NEXCO西日本四国支社 広報課 担当/亀井・池田 電話087-825-1919(直通)

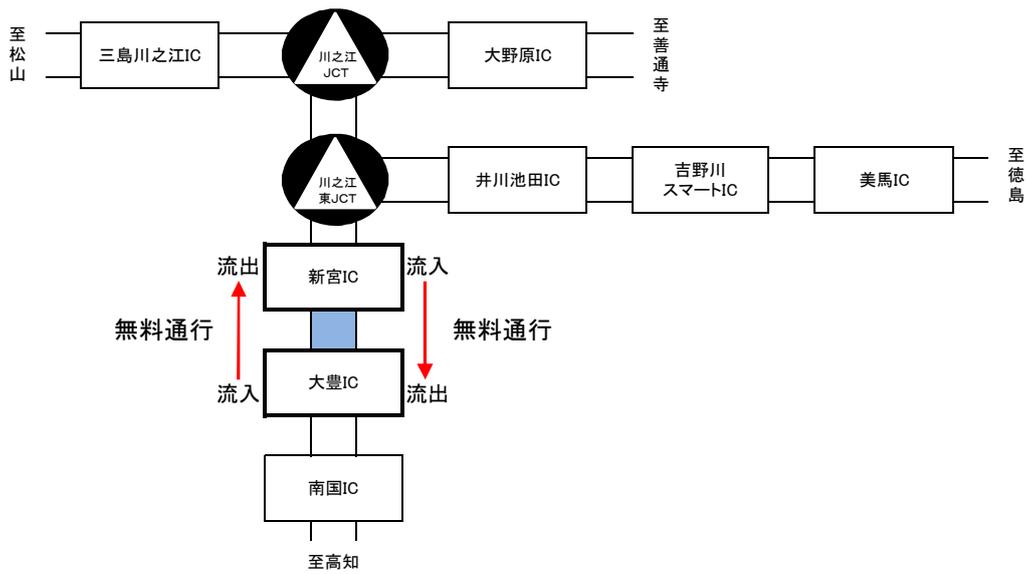
■一般国道32号の状況などについての問い合わせ■

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 担当/庄野^{しょうの} 電話088-654-2211(代)
(内線308)

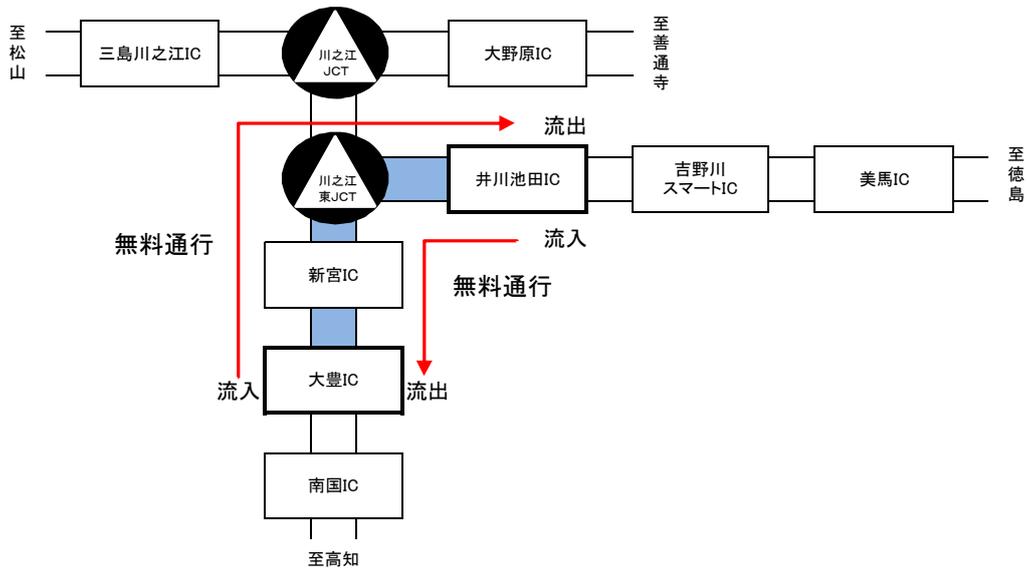
国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 担当/宮武^{みやたけ} 電話088-884-0359(代)
(内線205)

※本資料は、高松経済記者クラブ、徳島県政記者クラブ、番町クラブ、高知県政記者室にお配りしていません。

【 大豊IC ⇄ 新宮ICのご走行:無料通行措置 】



【 大豊IC ⇄ 井川池田ICのご走行:無料通行措置 】



【 新宮IC ⇄ 井川池田ICのご走行:無料通行措置対象外 】

